

高槻市ごみ減量化推進計画

平成28年3月

高槻市

目 次

ページ

I. 高槻市ごみ減量化推進計画策定の背景と性格	1
II. 計画の位置付けと計画期間	1
1. 計画の位置付け	1
2. 計画期間	2
III. 基本施策の実施スケジュール	2
1. 2R（発生抑制・再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立	2
2. リサイクルシステムの推進	4
3. ごみの適正処理の推進	8
4. 循環型処理システムの計画的な整備	11
5. 美しいまちづくりの推進	14
IV. 計画推進に向けて	15
1. 計画推進のための整備項目	15
2. 計画の進行管理	16

I. 高槻市ごみ減量化推進計画策定の背景と性格

本市では、平成20年3月に高槻市一般廃棄物処理基本計画を改定し、同計画に基づき、ごみ減量化施策等一般廃棄物に関する各種施策を推進してきました。この結果、同計画に掲げた減量目標についてはおおむね達成し、ごみ排出量についても大きく削減することができました。また、同計画で重点課題であった高槻クリーンセンター第一工場については、平成27年3月から、施設規模150t/日の更新事業に着手しています。

このように各種施策を同計画に基づき推進してきましたが、同計画は平成27年度が最終目標年度であり、今年度において、最近の社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルや意識の変化等を踏まえ、平成28年度から37年度を計画期間とする高槻市一般廃棄物処理基本計画を新たに策定しました。

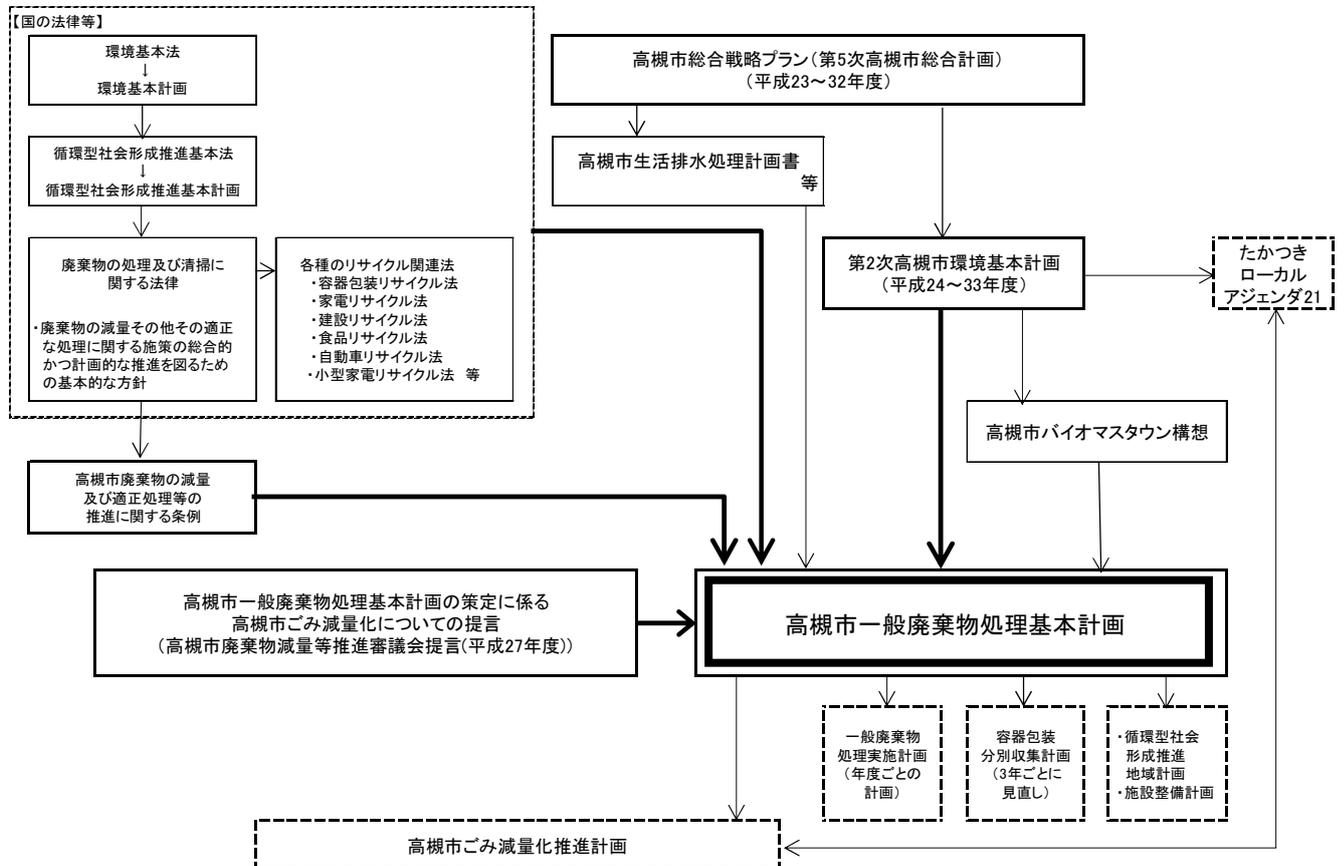
本計画は、「高槻市一般廃棄物処理基本計画」の「第2部 ごみ処理基本計画」に掲げた施策を実践していくための具体的スケジュールを示した、実施計画として策定しました。

II. 計画の位置付けと計画期間

1. 計画の位置付け

ごみ減量化推進計画の位置付けを図1に示します。

図1 ごみ減量化推進計画の位置づけ



2. 計画期間

本計画は、平成28年度から平成37年度までを計画期間とします。
 なお、計画期間内であっても計画の達成状況、社会経済情勢、循環型社会形成に係る法制度等が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

	計画期間(年度)									
	平成 28 年度	29	30	31	平成 32 年度	33	34	35	36	平成 37 年度
高槻市 一般廃棄物処理 基本計画					中間 年度					最終 目標

Ⅲ. 基本施策の実施スケジュール

ごみ減量化・適正処理のための、基本施策の実施スケジュールを以下に示します。

1. 2R（発生抑制・再使用）行動の浸透と三者協働による取組体制の確立

(1) 環境に配慮した行動の浸透

市民が、自発的に環境に配慮した生活スタイルを選択し、ごみ減量行動を実践するよう、環境やごみに関する啓発活動・情報提供を充実するとともに、環境学習・環境教育の推進を図ります。一人ひとりの環境への配慮を、より大きな行動につなげるために、地域におけるごみ減量化の取り組みを活性化します。

(2) 環境に配慮した事業活動の浸透

事業活動から排出されたごみの処理・リサイクルは排出者の責任であることの認識を高め、事業所による自主的なごみ減量化の取り組みを浸透するよう、啓発活動の充実を図ります。また、自らが排出するごみだけではなく、拡大生産者責任の原則に基づき、市民が排出する家庭系ごみの減量・適正処理に貢献する事業活動の浸透をめざします。

(3) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立

市民・事業者・行政の三者は相互に自立した関係の中で、ごみ減量化やリサイクルに対する立場別の課題や解決策について理解を深め、課題の解決に向けた連携を図る必要があります。また、三者の連携も強化する必要があります。

このため、三者が環境負荷の低減や資源の有効利用等の共通目的に向けて、様々な側面から解決策を話し合い、知恵を出し合う場と、実際に協働して取り組みを進めるよう本市がコーディネータ機能を発揮します。

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等

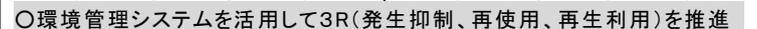


新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(1) 環境に配慮した 行動の浸透	①啓発活動・情報提供の充実	 ○ごみ処理やごみ減量行動実践を支援する情報を積極的に提供 ○食品ロス削減方法に関する情報発信 ○環境に配慮した事業活動実践事業所の紹介 ○多様な手段・媒体の活用と体系的な啓発活動・情報提供 ○年齢層に応じて、また、外国人へ分かりやすく情報提供 ○自治会・市民グループ・廃棄物減量等推進員等と連携して、行政が2R(発生抑制、再使用)の取り組み支援のためコーディネータ機能を発揮	
	②環境学習・教育の充実	 ○市民が関心を持ち、気軽に参加できる学習会を定期的開催 ○小中学校、高等学校における総合的な学習を充実	
	③市民グループ等との連携	 ○ごみ減量行動の促進のため、自治会・市民グループ・廃棄物量等推進員等と連携強化	
(2) 環境に配慮した 事業活動の浸透	①啓発活動・情報提供の充実	 ○事業系ごみの減量の手引きの充実等により、業種・業態に応じたきめ細かな2R(発生抑制、再使用)の取り組み情報を分かりやすく提供	
	②商工会議所等との連携	 ○2R(発生抑制、再使用)のため、商工会議所、関連事業者等との連携強化	
	③環境管理システムの活用	 ○環境管理システムを活用して3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進	
	④高槻市版エコショップ制度の創設	  ○環境に配慮した事業活動を実践する小売・飲食店、サービス業等を支援する独自制度の検討	 ○制度の創設・実施

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(3) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立	①三者の連携による ごみ減量化実践行動の推進		
		<p>○ごみ減量目標達成の意義等を三者で共有化し、連携してごみ減量化実践行動を推進</p>	
		<p>○三者がともに行動が実践できるよう、高槻市環境フェア等で連携のきっかけづくり</p>	

2. リサイクルシステムの推進

(1) 分別排出ルールの周知徹底

ごみ分別を実行することは、ごみ減量化の基本であり、必須の手段です。このため、分別や排出ルールを市民にわかりやすく伝えるため、分別区分の説明をできる限り分かりやすくし、生活感覚に対応したものとします。一方、収集後の効率的なリサイクルや処理が可能となるように、収集対象以外の異物が混入しないように分別を徹底する義務が市民にはあります。このため、市認定指定ごみ袋制の導入を検討します。また、分別排出は1人1人が守るべき基本的な行動ですが、自治会等を通じて住民同士で排出ルールを教えあえるようなコミュニティを育てていきます。

(2) 地域におけるごみ排出管理の徹底

収集ステーションは市内に約7千か所あり、それぞれの収集ステーションの利用者によって管理されています。利用者の意識や生活習慣によって、分別や排出日・時間等の排出ルールが徹底されていない場合があるため、地域単位でごみの分別と排出方法の周知徹底を進め、ごみ排出についての地域の自治を確立します。

(3) 分別収集の推進

その他プラスチック製容器包装ごみについては、一定量のごみ減量効果が得られるものの、平成24年度審議会の「費用対効果を考慮し、熱リサイクルを継続使用とする答申」内容を十分に考慮し、また、高槻クリーンセンターの効率的な運用、収集運搬・選別保管に多額の経費を要するため費用対効果についても考慮した上で、分別収集の実施の有無について十分検討します。その他の品目については各種のリサイクル法に基づき分別収集を拡充します。また、有害・危険ごみの分別収集についても検討していきます。

(4) ごみとなる前のリサイクル活動の活性化

本市は市民・事業者によるリサイクル活動が活性化するように、啓発活動や支援事業を行い、不用品交換・フリーマーケット、古紙等の集団回収、スーパーマーケット等での店頭回収、生ごみ堆肥化等、市民・事業者が主体となったリサイクル活動を活性化します。

(5) リサイクルシステムの安定化

循環の輪の確立には、実際に回収を行う資源回収業者や再生を行う事業者との連携の強化や、再び商品として再生された製品の使用拡大を図ることが重要です。これらを推進することにより、リサイクルシステムの安定化を図ります。

(6) ごみ処理費用負担の適正化の検討

ごみの減量のためには、経済的動機付けが働く粗大ごみやその他の家庭ごみ収集の有料化が有効との指摘もありますが、近年ごみは減少傾向を示す一方で、消費税の増税や景気の停滞に伴い有料化の導入は市民生活へ与える影響も大きく、当面はごみ減量のための各種施策を実施し、減量目標値への達成状況等を踏まえた上で、周辺の都市の有料化の導入状況等を勘案しながら、慎重に検討していきます。

(7) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立

Ⅲ. 1. (3)と同様に、リサイクルについても本市がコーディネータ機能を発揮します。

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(1) 分別排出ルール の周知徹底	①分かりやすく実行しやすい 分別区分の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○減量効果、収集経費、市民の分別への理解の得やすさ等を勘案して、分別しやすく実行しやすい分別収集区分を確立 ○現在の収集区分・内容の必要性への市民理解の向上を求め、適正な分別排出へ市民を誘導 ○リサイクル推進のための情報提供の充実 	
	②高齢者、転入者、外国人に 対するごみ排出ルールの わかりやすい啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○高槻市ごみアプリの充実・活用 ○転入者や高齢者に自治会及び廃棄物減量等推進員経由のごみ排出ルールの啓発 ○外国人向けのごみ排出ルールの啓発 	
	③市認定指定ごみ袋制の 導入	<ul style="list-style-type: none"> ○指定ごみ袋制の内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○市認定指定ごみ袋制の導入
(2) 地域における ごみ排出管理の 徹底	①地域の利用者による収集 ステーション管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○収集ステーションへの基本的排出ルールの提示 ○収集業者からの排出違反ごみ取り残し、廃棄物減量等推進員からの排出状況の連絡等により、市内の収集ステーション排出実態を掌握 ○分別状況・排出状況が悪い収集ステーションについて、行政と地域の連携により改善 	
	②ワンルームマンション等の 集合住宅のごみ排出管理 の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○集合住宅のオーナーや管理する不動産会社等に、居住者への排出ルール説明責任制度の確立 ○市内立地大学へ新入生ガイダンス等で本市のごみの出し方等の説明について協力要請
(3) 分別収集の推進	①容器包装リサイクル法や小 型家電等のリサイクル法対 象品目の分別収集等の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○雑がみに対する市民の認識度の向上と分別排出の促進 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトルの分別収集の実施 	
	②有害・危険ごみの分別収集 等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○その他のプラスチック製容器包装は当面は現行方式を継続(混合収集、エネルギー利用) ○ごみ減量が予定通り進まない場合、高槻クリーンセンターの効率的な運用、費用対効果等を十分考慮して、分別収集実施の有無を検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な回収方式の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○小型家電回収の実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者・行政の協働による回収の仕組みづくりの推進の促進 		

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(4) ごみとなる前の リサイクル活動の 活性化	①不用品交換 ・フリーマーケット開催等 の活性化	 ○地域の自主的なフリーマーケット等に対する活動支援	
	②生ごみ堆肥化容器等の 普及	 ○生ごみ堆肥化容器事業の継続 ○段ボールコンポストの普及推進の検討	
	③事業者による回収の定着	 ○容器包装の店頭回収実施店舗の状況把握 ○耐久製品、有害・危険物等の事業者による回収拡大を要請	
	④集団回収の育成	 ○地域で実施されている集団回収の周辺住民への広報システムを検討し、地域住民の集団回収への参加を促進	
	⑤新たな資源回収の仕組み づくりの検討	 ○古紙衣類の常設型資源回収拠点の設置等、新たな資源回収の仕組みづくりの検討	
(5) リサイクル システムの安定化	①再生品の使用拡大	 ○再生品情報の提供拡大等の啓発活動の充実 ○行政自らのグリーン購入の推進	
	②再生資源回収業者との 連携強化	 ○再生資源回収業者へ回収品目、引取条件等の情報を排出事業者へ積極的に発信するよう要請	
(6) ごみ処理費用 負担の適正化 の検討	①ごみ処理の有料化の検討	 ○減量目標の達成状況の把握 ○有料化の導入の検討	
(7) 市民・事業者・行政の三者協働による取組体制の確立	①三者の連携による ごみ減量化実践行動 の推進	 Ⅲ 1. (3)と同様の取り組みを展開	

3. ごみの適正処理の推進

(1) 排出者によるごみの自己管理の浸透

事業活動から排出されるごみの処理責任は、排出事業者にあることを周知徹底し、ごみを排出する事業者が、ごみの発生段階から管理を徹底し、ごみの減量化に努めるように、啓発、指導を行います。

(2) 指導體制の強化による適正排出ルールの周知徹底

事業系ごみの適正排出ルールを排出事業者に浸透するため、許可業者に対して排出事業者の分別排出に対応できる収集体制の整備を指導します。さらに、行政の体制を拡充し、搬入ごみ質展開検査の強化と結果（情報）の活用を図るとともに、許可業者と連携して排出事業者へ適正排出ルールを周知徹底と指導強化を図ります。

(3) 事業所減量指導の強化

多量排出事業所（延べ床面積が3,000㎡以上又はごみ排出量が日量250kg以上）に対する減量指導體制を強化するとともに、事業系ごみの減量を推進します。

(4) リサイクル可能なごみの搬入規制の強化

高槻クリーンセンターに可燃ごみとして搬入されている、古紙類、剪定枝等のリサイクル可能なごみについては、近隣での民間施設による資源化物の受け入れ体制の整備状況、減量目標値の達成状況等を踏まえ、搬入条件を適宜見直し、その資源化の促進とごみ減量の推進を図ります。

(5) 食品ロス等有機資源の減量・リサイクルの促進

食品ロス削減のため、市民と事業者が相互理解を深め、食べ残しを少なくする取り組みを推進するとともに、リサイクルを推進していきます。剪定枝等の木質系廃棄物は、ペレット化してエネルギーとしての利用や堆肥化をさらに進めます。

(6) 公共施設における率先行動

民間事業所の取り組みの手本となるよう、公共施設において、率先してごみ減量化・リサイクルを実践します。

(7) ごみ処理費用の適正負担

事業系一般廃棄物処理手数料については、現在、許可業者に対する減免制度の解消に向けて段階的な減免率の削減を行っており、近隣市の状況を勘案し、原価計算に基づいた処理手数料のあり方について検討していきます。

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期	
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)	
(1) 排出者による ごみの自己管理 の浸透	①ごみの自己管理に向けた啓発活動の充実	○研修会・セミナーの開催等による啓発活動の充実、ごみの自己管理意識の浸透		
	①分別排出区分の明確化と、適正排出ルールへの浸透	○分別排出区分の明確化、産業廃棄物搬入禁止等適正排出ルールの浸透		
	②搬入ごみ質展開検査の強化	○搬入ごみ質展開検査の強化		
	③家庭系ごみ収集に排出されている事業系ごみの適正排出ルールの周知徹底	○店舗付き住宅等への適正排出ルールの周知徹底 2. (1)③市認定指定ごみ袋制の導入 参照		
	④公共施設における減免制度の見直しと排出者責任の周知徹底	○関係者へ周知徹底 ○ごみ処理マニュアルの配布	○公共施設等の減免制度の見直し	
	⑤許可業者が収集している事業系ごみの適正排出ルールの周知徹底と指導強化	○搬入ごみ質展開検査結果の活用による関係者への指導強化 ○許可業者収集員研修会の開催等による許可業者の意識改革 ○許可業者と連携して、排出事業者へ適正排出ルール遵守を指導強化		
(2) 指導体制の強化による 適正排出ルールの周知徹底	⑥一般持込ごみの適正排出ルールの周知徹底と指導強化	○一般持込事前届出書と搬入ごみ質展開検査結果の活用による、排出ルール違反者への指導強化		
	(3) 事業所減量指導の強化	①多量排出事業所への減量計画書等に基づく減量指導の充実	○立ち入り指導体制、リサイクル推進の助言・指導体制の充実 ○廃棄物管理責任者研修会の開催と内容の充実 ○延べ床面積の要件見直し ○業種別減量目標の設定	
(4) リサイクル可能なごみの搬入規制の強化	②事業系ごみ減量指導のためのデータベースの活用	○搬入ごみ質展開検査結果と排出ルール違反事業者のデータベース化		
	①古紙等の資源化可能物の資源化促進	○搬入ごみ質展開検査や搬入ごみ監視体制の充実		

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(5) 食品ロス等有機資源の減量・リサイクルの促進	①食品ロスの削減	 ○食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの推進 ○市民・事業者の相互理解を深め、食品ロス削減の取り組みの推進 ○食品ロス削減のための情報提供の充実	
	②剪定枝のバイオマスエネルギー化の推進	 ○木質系バイオマス受け入れ資源化施設の情報収集	
(6) 公共施設における率先行動	①エコオフィスプランの推進	 ○エコオフィスプランに基づき、紙の使用削減、機密文書リサイクルの継続実施	
	②職員への減量意識の徹底	 ○職員研修の充実	
(7) ごみ処理費用の適正負担	①ごみ処理原価に対応したごみ処理手数料の徴収	 ○段階的な減免率の削減	 ○ごみ処理原価に対応したごみ処理費用徴収のあり方について検討

4. 循環型処理システムの計画的な整備

(1) 循環型社会に対応し、環境負荷の少ない収集・運搬の推進

循環型社会の形成のために、リサイクルと適正処理に向けた効果的・効率的な収集体制の整備を進めます。また、環境に配慮した収集機材導入の拡大等により環境負荷の低減に努めます。

(2) 収集作業の安全性の確保

収集作業は、交通災害や危険ごみの爆発による車両火災、さらにはガラス片等の鋭利なものの傷害、飛散するものでの身体汚染等、危険・不衛生な状況が生じやすい作業です。そこで、排出者である市民・事業者に対してごみ排出の適正化を求めるとともに、収集作業の安全性をより高めるため、分別状態の確認と安全点検を周知徹底し、収集作業の労働安全の確保に努めます。

(3) 適正処理が困難な物等への対応強化

市の処理施設で適正処理が困難な物や有害・危険ごみについては、排出者責任や拡大生産者責任を求め、生産者等が回収等を行うことを原則とした対応を推進します。

(4) 中間処理施設の適正な運転管理の推進

焼却・破砕を行っている第一工場、第二工場の適正な運転管理に努め、施設を円滑に運営します。処理に伴う環境への影響についての監視を行うとともに、データを公表します。

(5) 循環型基盤施設の計画的な整備

現第一工場は、平成27年6月で稼働後35年を経過しました。このため、現在、平成31年3月の稼働をめざし、第一工場の更新事業（150t/日）に着手しています。第一工場更新事業完成後には、現第二工場が稼働後30年をむかえます。このため、今回策定する高槻市一般廃棄物処理基本計画の焼却処理量15%削減の目標を達成し、処理施設全体の安定的・効率的・経済的な運用を図ることを前提に、第二工場の次期基幹的整備について検討していきます。

(6) 最終処分場の安定的確保

広域最終処分場の安定的な確保を図るとともに、ごみ減量化の推進等により最終処分量の削減（最終処分場の延命化）に努めます。また、平成39年度に事業終了予定の大阪湾フェニックス計画事業について、新たな広域的最终処分場の安定的な確保を国・府等へ要望していきます。

(7) 廃棄物処理に関する総合的災害対策の充実

将来発生することが予想される大規模な地震や水害等に対して、災害廃棄物処理計画を策定します。また、震災時における収集作業、中間処理施設での運転維持のための対応マニュアルの充実等、総合的震災対策の充実を図ります。

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(1) 循環型社会に対応し、環境負荷の少ない収集・運搬の推進	①効果的・効率的な分別収集方式の検討・導入	<ul style="list-style-type: none"> ○他都市の事例等の情報収集により、効果的・効率的な分別収集方式を検討・導入 ○収集効率を高める収集車両の検討・導入 ○委託業者と意見交換を定期的に行い、収集ルート等の見直しによる効率的な収集の実施 	
	②労働安全等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○労働安全等の研修会の充実 ○収集委託業者、許可業者への収集作業の安全確保の指導 ○安全確保のための車載設備等の充実 	
(2) 収集作業の安全性の確保	①市民・事業者への適正排出ルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○収集車両の火災事故等の発生状況を広報誌等で情報提供。また、地元懇談会や事業所向け研修会等で写真等を用いて、発生状況や原因、適正排出ルールを分かりやすく周知徹底 	
	②適正処理が困難な物への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市の処理施設で適正処理が困難な物の生産者・販売者による回収の推進 	
(3) 適正処理が困難な物等への対応強化	①適正処理が困難な物への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療に用いた注射針の医療機関による回収システムの確立 ○二次電池、カセットボンベ等の有害・危険ごみへの拡大生産者責任の考え方の導入 ○生産者・販売者等への回収の要請 ○市民・事業者への適正な排出先の情報提供 	
	②有害・危険ごみへの対応強化		

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(4) 中間処理施設の 適正な運転管理 の推進	①中間処理施設の適正な 運転	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却処理量の減量化による施設の延命化 ○燃烧温度、排ガス温度等の適正な管理による運転 ○2工場体制の効率的・効果的な運営 	
	②施設管理状況の的確な 把握と市民への説明	<ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質等の測定 ○測定データ・運転状況データの公表 	
(5) 循環型基盤施設 の計画的な整備	①循環型基盤施設の 計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○第一工場の施設整備計画に基づく円滑な整備事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一工場の適切な維持管理と環境モニタリング調査の実施による環境影響の監視 ○第二工場の次期基幹的整備について検討
(6) 最終処分場の 安定的確保	①最終処分場の適正な管理 (延命化)	<ul style="list-style-type: none"> ○埋立処理量の削減と最終処分場の適正な管理の推進 ○最終処分場閉鎖後の環境監視の強化 ○安全で有効な跡地利用の検討 	
	②大阪湾広域臨海環境整備 センターの安定的利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化の推進、埋立処理量の削減 ○新たな広域的最终処分場の安定的な確保を国・府等へ要望 	
(7) 廃棄物処理に 関する総合的 災害対策の充実	①廃棄物処理に関する総合的 災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における運転維持のための対応マニュアルの充実 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画の策定 	

5. 美しいまちづくりの推進

(1) まちを美しくする運動の展開

市民団体・関係団体と市が連携し、平成18年4月に施行した「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づき、まちを美しくする運動を展開します。また、まちの美化に配慮した収集ステーションの整備を促進します。

(2) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄や散在性ごみを防止するため、市民への啓発を進めるとともに、自治会等地域、警察、道路管理者との連携による監視体制を強化します。

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期	後 期
		(平成28～32年度)	(平成33～37年度)
(1) まちを美しくする 運動の展開	①まちを美しくする運動の展開	 ○地域での清掃活動の活性化とまちを美しくする運動の市民への定着 ○環境美化推進デーへの参画地域等の拡大 ○環境美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域の指定を順次拡大	
	②まちの美化に配慮した収集ステーションの整備	 ○集合住宅等における、まちの美化に配慮した収集ステーションの確保の指導	
(2) 不法投棄防止 対策の推進	①不法投棄の防止	 ○不法投棄されにくい環境の整備 ○自治会等地域、警察、道路管理者等との連携強化 ○あき地の清潔を保持し不法投棄のしにくい環境づくり	
	②不法投棄に対する監視体制の強化	 ○不法投棄多発地点のパトロールの充実	

IV. 計画推進に向けて

1. 計画推進のための整備項目

計画を着実に推進するために、以下の条件を整備していく必要があります。

- ①計画推進体制の拡充
- ②広域的連携の強化
- ③新たな社会経済システムの形成
- ④ごみ減量化・適正処理に関する情報収集・提供手法の充実
- ⑤新しい技術等に関する研究・開発の推進

スケジュール

[凡例] 新規取り組みの検討・準備等



新規取り組みの導入・実施



既存の取り組みの継続実施・拡充



基本施策		前 期				後 期				
		(平成28～32年度)				(平成33～37年度)				
① 計画推進体制 の拡充	・廃棄物減量等推進員等の 市民組織の活性化	}								
	・三者による実行組織の 確立、又は、既存組織の 実行機能を強化									
	・庁内において、教育、消費生 活、産業、農林業、公園、道 路、福祉等を所管する関係 各課の連携を強化									
	・収集職員等との連携を深め、 市民、事業者に対してごみ減 量化、適正排出ルールを浸透									
② 広域的連携 の強化	・他市の先進的状況を積極的 に見習うとともに、本市の情 報を積極的に発信	}								
	・震災・水害等の災害時に備 え、中遠隔地の自治体との応 援体制を整備									
③ 新たな社会経済 システムの形成	・本市だけでは推進できない社 会制度の見直しが必要な事 項については、国や大阪府 に新たな法律の制定等制度 の見直しを要請									
④ ごみ減量化・適 正処理に関する 情報収集・提供 手法の充実	・日常業務から得られる各種 のごみ減量化や適正処理に 関する情報を収集・蓄積し、 ごみ減量化や適正処理へ有 効に活用	}								
	・市民へのよりわかりやすい表 現による情報の提供など、情 報提供手法の充実									
⑤ 新しい技術 等に関する研 究・開発の推進	・新しいごみ処理・資源再生技 術や評価手法などについて、 研究・開発の推進	}								
	・中間処理施設等の整備に、 新技術の利用を検討									

2. 計画の進行管理

環境マネジメントシステムは、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) を繰り返すことにより、目標達成状況を次期の取り組みに反映し、より高次の取り組みを進める環境管理手法です。本計画も、環境マネジメントシステムの考え方により、進行管理を行います。

本計画を実行した後に、施策や事業の実行状況の整理及び減量目標値の成果の把握を行います。整理及び把握した内容から、計画の進捗状況を点検・評価し、中間年度の見直しを行います。

進捗状況の結果は、ホームページ等を利用して、市民、事業者が実践するごみ減量活動等の取り組みのめざすべき方向を共有化できるよう、情報提供を行います。

高槻市ごみ減量化推進計画

平成28年3月

高槻市産業環境部

担 当：資源循環推進課

TEL 072-669-1886 FAX 072-669-1961

(sigenjun@city.takatsuki.osaka.jp)